

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 3月11日(月)

今週のことば

再エネ海域利用法

政府は洋上風力発電の拡大を図るため、日本の排他的経済水域（EEZ）に海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を認める制度などを盛り込んだ改正案を閣議決定。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/11(月) 先負 東日本大震災から13年、源泉所得税の納付期限
12(火) 仏滅
13(水) 大安 春季労使交渉の集中回答日
14(木) 赤口
15(金) 先勝 所得税・贈与税の申告と納付期限
16(土) 友引 北陸新幹線が金沢-敦賀間で延伸開業
17(日) 先負 彼岸入り

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/4(月)	40,109 △198	150.30 △0.19
5(火)	40,098 ▼11	150.41 ▼0.11
6(水)	40,091 ▼7	149.53 △0.88
7(木)	39,599 ▼492	147.93 △1.60
8(金)	39,689 △90	147.87 △0.06

建設業・ドライバー・医師の時間外労働規制

建設業や自動車運転の業務、医業に従事する医師などに対する「時間外労働の上限規制」の適用猶予が終了し、本年4月から上限規制が適用されます。

◆ 原則的な労働時間の上限規制は

労働基準法によって「法定労働時間」は原則1日8時間・1週40時間とされており、労働者が法定労働時間を超えて働く「時間外労働」を行う場合は、あらかじめ労使協定（36協定）が必要です。

働き方改革により、平成31年4月（中小企業は令和2年4月）から時間外労働時間の上限が法律に規定され、時間外労働（休日労働は含まない）は原則として月45時間・年360時間以内とされました。

また、臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合（特別条項）でも、①年720時間以内、②単月100時間未満（休日労働含む）、③複数月平均80時間以内（休日労働含む）、④月45時間を超えるのは年6ヵ月が限度、といった規制があります。

◆ 建設・ドライバー・医師に適用する上限規制

5年間の猶予期間が終了する建設事業、自動車運転の業務、医師は本年4月から次のようになります。

◎建設事業……原則どおり時間外労働の上限が適用されます。ただし、災害時の復旧及び復興の事業については上記②、③は適用されません。

◎自動車運転の業務……特別条項付き36協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間となり、上記②、③、④は適用されません。

◎医師……病院等の勤務医について、特別条項付き36協定を締結する場合の時間外・休日労働の上限は原則年960時間、最大で年1860時間となり、上記③、④は適用されません（②の適用は例外あり）。

■この記事の詳細は、情報BOX201510

振込手数料等のインボイス保存の取扱い

金融機関の振込手数料や入出金手数料について仕入税額控除の適用を受けるには原則、簡易インボイス及び帳簿の保存が必要です（ATMを利用した場合の自販機特例や小規模事業者の少額特例が適用される取引は帳簿のみの保存で適用可）。

振込み等が多頻度にわたるなどで全ての振込手数料等に係る簡易インボイスの保存が困難な場合については、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等（個々の入出金・振込サービスに係る取引年月日や対価の額が判明するものに限る）と、その金融機関における任意の一取引に係る簡易インボイスを併せて保存することで、仕入税額控除を認める取扱いが示されました。

今後のコロナ資金繰り支援の取組み

コロナ禍からの正常化が進む中、本年4月には民間ゼロゼロ融資の返済開始が最後のピークを迎えることから、経産省・財務省・金融庁は「再生支援の総合的対策」を策定しました。

コロナ資金繰り支援（セーフティネット保証4号や借換保証、日本公庫等による特別貸付や資本性劣後ローン）は本年6月末まで延長し、7月以降は特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなどコロナ前の水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援に取り組むとしています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

本年4月から建設・ドライバー・医師等に適用される時間外労働の上限規制**◆概要**

労働基準法により労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。これを「法定休日」といいます。

使用者は、労働者に法定労働時間を超えて働く「時間外労働」や、法定休日に働く「休日労働」を行わせる場合、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合がない場合は過半数の代表者）と締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

◎時間外労働の上限規制

働き方改革関連法により、以下のように時間外労働の上限が法律に規定され、平成31年4月（中小企業は令和2年4月）から適用されています。ただし、「工作物の建設の事業」、「自動車運転の業務」、「医業に従事する医師」、「鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業」は業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間（令和6年3月まで）猶予されています。

・時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

・臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、*時間外労働が年720時間以内、*時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、*時間外労働と休日労働の合計について複数月（2～6ヵ月）の平均が1月当たり80時間以内、*時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヵ月が限度、といった上限を守らなければなりません。

※違反した場合は、罰則（6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科される場合があります。

◆適用猶予事業・業務の令和6年4月以降の取扱い

時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されていた「工作物の建設の事業」、「自動車運転の業務」、「医業に従事する医師」、「鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業」については、猶予期間終了後の令和6年4月以降、次のように上限規制が適用されます。

◎工作物の建設の事業

・建設業は、災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が原則どおりに適用されます。

・災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制は適用されません。

◎自動車運転の業務

・自動車運転者は、特別条項付き36協定を締結する場合の時間外労働の上限が年960時間となります。

・時間外労働と休日労働の合計について月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制は適用されません。

・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヵ月までとする規制は適用されません。

※自動車運転の業務に従事する労働者は、別途、運転時間や勤務間インターバルについて定めた「改善基準告示」を遵守する必要があります。

◎医業に従事する医師

・医師の時間外労働の上限規制は「特定医師※」に適用され、特定医師に該当しない場合は一般の上限規制が適用されます。

※特定医師とは、病院や診療所で勤務する医師（医療を受けるものに対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く）、又は介護老人保健施設や介護医療院に勤務する医師を指します。

・特定医師について、特別条項付き36協定を締結する場合の時間外・休日労働の上限には原則的な水準（年960時間）と都道府県知事の指定が必要な特例水準（年1,860時間）があります。

・時間外労働と休日労働の合計について月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制は適用されません（月100時間以上が見込まれる場合は産業医などによる面接指導が必要）。

・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヵ月までとする規制は適用されません。

◎鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

・鹿児島県・沖縄県で砂糖を製造する事業は、時間外労働の上限規制が原則どおりに適用されます。